

令和8年度はじめての障がい者雇用支援事業業務（アドバイザー派遣等）

三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

番号	質問	回答
1	2社以上でのコンソーシアムによる提案は可能でしょうか。	当事業では、2社以上でのコンソーシアムによる提案はできません。
2	一部業務委託については本業務において可能でしょうか。	あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を提出し、県の承認を得た場合は、再委託可能です。
3	第1次審査における適否評価については、どのような基準の元評価が行われるのでしょうか。	適否評価（1.形式・装丁、2.目的の合致、3.手段の現実性、4.所要経費、5.業務遂行能力、6.明瞭性、7.提案性、8.課題の処理）及び選定基準（参加仕様書8（1））に基づいて、評価を行います。なお、提案者が5者以下の場合は第1次審査を行いません。
4	プレゼンテーションの際の参加必須者に何か縛りはあるのでしょうか。（業務責任者が必ず出席等）	参加者に制限はありません。
5	企業からの相談受付（メール・電話）の対象は、アドバイザー派遣先の企業を対象にするで良いか。（三重県内企業全社を対象とする必要があるか）	相談受付は三重県内企業全社を対象とします。
6	派遣対象企業の募集は、労働局及び県内ハローワークからの雇用率未達企業等への声かけは依頼できるか。	声掛けは依頼できません。ただし、各ハローワークでのチラシ配架は実施できる場合があります。
7	アドバイザー派遣対象企業の目標数はあるか。（障害者求人票提出数は10社以上とあり）	アドバイザー派遣企業の目標数はありません。
8	特別支援学校生への実習先はテレワーク就労を実習先として県外のテレワークでの実習でもよいか。	希望者がいた場合は、県外企業のテレワーク実習も可能です。

9	実習先は支援学校が過去に実習経験のある会社でもよいか。	生徒と企業のマッチングが目的のため、過去に実習経験のある会社でも問題ありません。
10	三重県『産・福・学』障がい者雇用情報交流会はオンライン参加でも可能としたいが可能か。	原則会場参加のみとします。
11	支援企業に対して、障害者雇用促進を図るため県外企業のテレワークの職場見学（オンライン見学）は可能か。	オンライン見学は可能ですが、実施にかかる経費（謝金等）は委託料の範囲内でまかなうようお願いします。
12	支援対象企業の募集は県や労働局のHPへの掲載などの協力が得られるか。	県ホームページへの掲載は可能です。（労働局は不可）
13	障がい者専用求人票の提出数のカウントに現状求人票を提出している企業であっても、新たに職域を開拓し、新たに求人票を提出した場合は、カウントに入れてよいか。	新たに職域を開拓し、求人票を提出した場合は、成果指標に含めます。
14	昨年度の交流会人数は何名か。また、どのような手法で集客していたか。	昨年度の参加者は168名です。 法定雇用率対象企業へのチラシ郵送、県・受託事業者のホームページへの掲載、アドバイザー派遣企業への周知により集客を行いました。
15	昨年度の特別支援学校生のマッチング数は何名か。	昨年度の事業では、成果指標が異なるため、マッチング数をカウントしていません。
16	コンソーシアムでの参加は可能か。また、再委託する場合の条件、比率はあるか。	回答1, 2をご確認ください。
17	業務仕様書 5 業務概要 エ その他実施業務 「(イ) 必要に応じて、月に1回程度、県と打合せを行うこと。」とありますが、打ち合わせは現地での実施でしょうか。オンラインでの参加も可能でしょうか。	オンラインでの打合せも可能です。

18	令和8年度はじめての障がい者雇用支援事業業務（企業見学会等）と一体的に実施する場合、本事業での支援企業が企業見学会等の事業に参加する際、企業見学やフォローアップの実施を、本事業のアドバイザー派遣の回数としてカウントしても良いでしょうか。	企業見学やフォローアップの実施を、本事業のアドバイザー派遣の回数としてカウントすることは可能です。 (本事業において、アドバイザー派遣企業の目標数はありません。)
----	--	--